

「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」
に対する意見具申

公益社団法人東京社会福祉士会は、当事者の豊かな地域生活の実現のため、責任と誇りをもって「より添い、ともに悩み、育み、創り出す」ソーシャルワーク実践を理念として掲げ、生活困窮の状態にある人やホームレス状態にある人への支援を受託事業として行っています。厚生労働省にて開催されている「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」（以下「本検討会」という。）において今後の在り方について、さらに深め進展いただけるものと期待し傍聴に伺い、注視しております。

しかしながら「簡易個室」の解消に向けた具体的な議論や数値や目標が示されていないことや、当事者不在で検討が進むことに、社会福祉士の専門職団体として懸念を抱き、是非とも検討に生かしていただきたく下記の2点につき、本検討会及び厚生労働省に対し意見具申いたします。

1. 「簡易個室」の廃止に向けた具体的な数値や目標が策定されること。

「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を使用させる事業を行う施設の設備及び運営について（厚生労働省社会・援護局長通知）」によれば、諸般の改正を経つつも、設備の基準について「原則として、個室」としており、いわゆる「簡易個室」という存在は一切、記されていません。本検討会においてこの「簡易個室」問題に対し、厚生労働省側が一定の見解を示していただいたことは、その動きを推進いただきたく願うものです。しかし、本検討会第2回における厚生労働省案によれば、「現存する「簡易個室」については、一定の条件を付した上で使用を認める経過措置を設けてはどうか。」とあるのみで、「簡易個室」の廃止に向けて具体的な期間・段階等の数値が一切示されていないと思われまます。その具体的な内容について踏み込んだご検討と、解消に向けた具体的施策の立案と展開について盛り込むように配意いただきたく強く望みます。

2. 当事者の意見が反映されること。

厚生労働省は、現時点で当事者の参加を本検討会の構成員に含んでおらず、当事者の意見が反映されない検討会となっているのではないかと懸念いたします。今後、種々の具体的な方向性を定める上で、施設利用の主体である当事者の意見が反映されることが必要だと考えます。パワーレスにある当事者による参加や意見表明の困難さは承知しておりますが、当事者の意見が充分反映されるような仕組みをとり入れた検討会の運営を強く求めます。

以上の内容について、生活困窮者の自立支援の基本理念である、生活困窮者の尊厳の保持のため権利擁護の観点からお願いするものです。

平成31年2月12日
公益社団法人 東京社会福祉士会
会長 大輪 典子